女性の学習と起業

―男女共同参画センターにおける女性の起業支援の今日的意義―

飯 島 絵 理*

経済社会の活性化の重要な手立てとして、また女性たちのニーズの高まりとともに、女性の起業とその支援が注目されつつある。本稿は、男女共同参画社会の実現およびジェンダー平等をめざす学習と活動の拠点である男女共同参画センターにおいて行われている起業支援に焦点をあて、これらの取組を「女性の学習」の支援としてどのように位置づけることができるのか、またその今日的な意義について明らかにすることを目的としている。

男女共同参画センターで行われている起業支援は、他の機関で行われている女性に特化した支援と比べ、女性が多く抱える家族との関係等、ジェンダーの課題についてのディスカッションや、ネットワークづくりを重視している。このことから、起業支援が、女性の学習の変遷の延長線上にあることが明らかになった。また、先行研究の枠組からは、これらが女性の経済的エンパワーメントにとって重要な要素であることも確認された。

キーワード: 女性の起業, 起業支援, 女性の学習, 男女共同参画センター, 女性の経済的エンパワーメント

1. はじめに 課題設定

地方創生や経済社会の活性化の重要な手立てとして、また女性たちのニーズの高まりとともに、 女性の起業とその支援が注目されつつある。現在、関連省庁や地方公共団体を中心に、さまざまな 関連機関が女性を対象とした起業支援を行っている。

このような社会的背景のなかで、各地の男女共同参画センター¹においても、起業のための講座や相談、交流の場の提供等の事業が展開されているところである。本稿²では、男女共同参画社会の実現およびジェンダー平等をめざす学習と活動の拠点である男女共同参画センターで行われている起業支援に焦点をあて、これらの取組を女性の学習の支援としてどのように位置づけることができるのかを明らかにする。

この「女性の学習」と「起業」の関連を分析するにあたっては、2つのステップを踏む必要があるだろう。第1に、「起業」および「起業支援」の現状を検討することである。女性が起業支援を通して経

^{*}教育学研究科 博士課程後期

験するどのようなプロセスを,「女性」の学習, つまりジェンダーにかかわる問題とのつながりとして捉えることができるのかを整理する。男女共同参画センターで実施される起業支援は, その他の機関で実施される支援とは何が異なるのかについても考察する。

第2に、「女性の学習」とは何を指すのかを検討することである。女性の学習について社会教育の 視点から論じられたものは、2000年半ばころまでに集中しているが、これらの議論がなされて10年 以上が経過した現在における女性の学習は、その時代的な背景を考慮した上で再定義する必要があ ろう。起業という新しいテーマを女性の学習の観点から考察することによって、女性の学習の変遷 の中に根幹として変わりなく位置づけられるものと、時代に即して変化するものとを整理したい。

これらの検討のために、本稿を3つの項に分けて課題を検討する。まず、近年に見られる女性の起業と起業支援の現状について述べる。女性のエンパワーメントとしての起業、政策における起業支援、女性のキャリア形成における起業の位置づけ、の観点に分け、それらの現状や課題を整理する。次に、様々な機関で実施される起業支援のうち、男女共同参画センターで行われている起業支援の実践について取り上げる。この両方の検討を踏まえ、最後に、男女共同参画センターで実施される女性の起業支援の今日的な意義について考察する。この際、国際機関 DCED3の女性起業家開発ワーキンググループが提示する「女性の経済的エンパワーメントフレームワーク」(以下、「フレームワーク」という)を用いて考察する。

2. 女性の起業と起業支援の現状

2-1 女性の起業とエンパワーメント

国際的な政策の経緯をみると、女性の起業および起業支援は、主に開発政策の一環として、開発途上国における農村等の女性への支援として取り組まれてきている。しかし、起業にかかわるジェンダー格差は、開発途上国だけの問題ではない。OECD 加盟国や EU 諸国においても、男性に比べ女性の起業家数は顕著に少なく、規模も小さいことから、女性支援の政策やトレーニングの必要性が指摘されている(OECD/European Union 2015, Piacenitini 2013)。

女性の起業は、女性のエンパワーメントの文脈の中でも、特に経済的エンパワーメントのための有効な手段となっている。女性の経済的エンパワーメントは、UN Women⁴においても、「女性のリーダーシップと参画」「女性に対する暴力の撤廃」「平和・安全保障」「国家の開発計画と予算へのジェンダー平等の反映」と合わせて、優先的活動領域の1つとなっており、「男女平等に貢献する最も重要な要素」(Tornqvist et. al, 2009: 6)であると言える。経済的エンパワーメントのための支援を有効に行うための手法や評価のあり方は、様々に検討されており、これについては、Wu(2013)らの試みについて後でふれたい。

女性のエンパワーメントは、第1回世界女性会議 (1975年) 以降、国連等の国際機関における重要な活動となっている。第4回世界女性会議 (1995年) では、「北京宣言・北京行動綱領」が採択され、あらゆる女性のエンパワーメントが明確な目的として示された。この「エンパワーメント」の定義について、矢澤澄子は、「行動綱領にいう 『パワー』とは、他者を支配する力や強制力ではない。そ

れは、一人ひとりの個人が生きていくための力 (潜在能力)、そして意思決定等に参加できる力 (参画力) を意味する。行動綱領に明記されたのは、平和で公正なジェンダー平等の世界を創るために、女性たち自身のエンパワーメント (力をつける、力を回復すること)が不可欠であり、その基盤となる女性の基本的人権は、普遍的で不可分な人権であるという考えであった」(矢澤 2016:7) と説明している。近年では、女性のエンパワーメントとジェンダー平等を促進することは、単に女性の権利としての目標だけでなく、国連にて2001年に策定された「ミレニアム開発目標」(MDGs) および2015年に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(2030アジェンダ)を含め、他の開発目標を達成し、持続可能な国際社会を築いていくために不可欠であるとされている5。

社会教育の分野では、北京行動綱領採択の2年後の1997年7月に、第5回ユネスコ国際成人教育会議において、「成人学習に関するハンブルグ宣言」が採択されており、これに「女性の統合とエンパワーメント」の項が含まれている。山澤和子は、「女性たちが学習によるエンパワーメントするため」の拠点として、1977年の国立婦人教育会館(現 国立女性教育会館)の設立を引き金に、全国の地方公共団体において女性センターが設立されたとしている(山澤 2015:93)6。女性の学習活動は、1970年代以降、「婦人教育」に代わって「女性問題学習」へと移行し、「主体形成」が追求されるようになった。村田晶子は「女性問題学習」という表現は、「主体を表すことばとしての『女』『女性』が意味すること、すなわち女性問題認識の転換を表すための明確な表明」であり、「第二波フェミニズムや国際女性年以降のさまざまな理論や実践を背景としており、良妻賢母主義教育の要素をもつ婦人教育に代わる概念として意識的に提起された側面が強い」(村田 2006:25-26)としている。また木村涼子は、女性問題学習において欠かせない視点である主体形成を「女性に対する差別や抑圧と闘い、女性のおかれた現状を打破する主体を形成することを意味する」(木村 2000:36)としている。

これらの「女性問題学習」の研究については、活動における学びには焦点があてられていないことに対する批判がある。高橋満は、1970年代以降の「女性問題学習」を中心とした女性の学習研究は、「学習する主体の社会・経済的定在は意識化されることなく教室での学びをめぐり実践と理論構築が重ねられてきた」(高橋 2005:11)と述べている。女性の学習は、個人の主体形成や講座での話し合いそのものに力点が置かれる傾向にあったといえるが、その一方で、1980年代からは、「女性の視点にもとづく学習を基本に、地域を見直し、政治を見直す。そのために、マスコミや行政にも積極的な働きかけを行う」ような実践活動も行う「草の根女性学グループ」が多く出現した(亀田1990:51)。

2-2 近年の政策における女性の起業支援

日本社会における開業率は、欧米諸国と比べて低調である(中小企業庁 2014)⁷。起業活動は地域経済の活力を生み出す大きな可能性をもつとされ、近年、促進のための施策やそれらにかかわる議論は、女性に限らず行われている(例えば、馬場他 2013、高橋他 2013)。「中小企業憲章」(平成22年6月閣議決定)では、政府は起業を増やすことを中小企業政策の基本原則としており、「起業・

新事業展開のしやすい環境を整える」という行動指針を定めている。2014年度には、全国300か所で創業スクールを開講し、創業を支援し、さらにビジネスコンテスト等の実施により、創業案件の掘り起こしがなされた(地域創業促進支援事業)。

このような近年の起業活動および支援施策が推進される状況のなかで、女性に特化した起業支援は、男女共同参画センターのほか、地方公共団体の産業振興等の担当部局や、地域において起業・創業を支援する関連機関において行われている。現在の女性の起業支援の多くは、持続可能な社会を維持するための国の重要課題の1つとされている女性活躍推進の一環として取り組まれている。近年における女性の活躍推進および起業支援は、主に男女共同参画にかかわる施策と経済や産業の活性化にかかわる施策の両面から位置づけられているといえる。これは、政策方針等の文脈からも読み取ることができる。

例えば、「女性活躍加速のための重点方針2015」(すべての女性が輝く社会づくり本部 2015年6月)では、「女性が起業を通じてその個性と能力を発揮できるよう、地域における金融機関、創業・産業支援機関、地元企業、起業経験者等の様々な関係者が連携し、女性の起業を支援する体制を整備する」こととされており、起業が女性個人の個性および能力発揮の機会となることがめざされている。また、教育分野では、「教育再生実行会議第六次提言(『「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について』2015年3月)」において、次のように、地域における学習拠点が女性の再就労や起業、地域活動等による社会参画を支援する役割を求めている。

「大学、専修学校等が女性のニーズに応えるプログラムを提供するに当たっては、産業界との連携や、各種の就業・起業支援策、事業主への助成措置等の活用を図りながら、学んだ成果が社会参画につながる支援を行う。また、地方公共団体、社会教育施設等とともに、結婚・出産等を機に離職した女性が地域活動に参画しやすくなるよう、NPO等と連携し、学びからその成果をいかした地域活動までの切れ目のない支援を行う。| (p. 8)

一方,経済や産業の活性化による地域の再生にも、女性の活躍推進の必要性が、かつてないほど言われ、政策の方針として盛り込まれるようになっている。例えば、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月閣議決定)では、

「地域における女性の活躍推進は、地域内の多様な人材の確保につながり、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらす。そして、地域経済が活性化され、魅力ある多様な就業の機会の創出や地域社会全体に活力をもたらすものとなる。地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、多様な主体による連携体制の構築や女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備など、身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を進める。」(p. 30)

「地域に新たなビジネスや雇用を創出し域内経済の活性化につなげるためには、地域の若者・女

性などが起業しやすい環境を整備するとともに,既存企業が不採算部門を廃業し新たな事業分野に挑戦する「第二創業 |や個人事業主の起業を促進する必要がある。|(p. 17)

等,女性活躍推進とそのための体制づくりが、地域の活性化のために必要であるとしている。

このように、女性の起業は、近年では女性の活躍推進にかかわる施策の一環として支援を行うことが求められている。政策としては、男女共同参画、産業、経済、労働、教育等、様々な分野が連携しつつかかわり、個人の女性のエンパワーメントや社会参画をめざすだけでなく、起業によって経済が活性化され、持続可能な地域づくりに寄与することが期待されていることがわかる。

近年のこのような女性の活躍推進施策の一環としての起業支援や、男女共同参画センター等で行われる起業支援は、自治体の産業・経済振興関連部局や関連する外郭団体、日本政策金融公庫、地方銀行、大学等が支援(融資の優遇制度、セミナーの開催等)するいわば「都市型」といえる。これらの新しい動きは、農林水産関連部局等が実施してきた、いわゆる「農山漁村型」の女性の起業支援とは、別に進められている。しかし、女性の起業を概観する上では、この「農山漁村型」起業支援は欠かせないため、事項では、この農山村女性の起業支援について簡単に述べる。

2-3 農山漁村の女性起業支援の概要

女性の起業を支援する施策としては、農村女性の支援の変遷が比較的長い。1992 (平成4)年の「農山漁村の女性に関する中・長期ビジョン懇談会報告」で「農村女性起業」ということばが初めて使われている (齋藤 2010)。家族農業経営に携わる各世帯員が経営に参画できる経営方針や役割分担、就業環境等を取り決める家族経営協定の締結の推進とともに、加工技術の習得支援が進められ、直売所および道の駅という加工品販売の場所が広がり、女性の起業活動は増加している。2012年度の調査によると、女性農業者の7割が農業経営の方針決定に関与していると回答し、5割弱が経営者であると認識している。2012年度の起業活動数を2002年度と比べると、1.2倍に増加している。一方で、売上金額が300万円未満である経営体が約半数を占めており、経営面での課題がうかがえる(農林水産省 2015)。

農村に関する施策は、1980年代後半からは、グリーン・ツーリズムや都市と農村の交流等、ソフト面がより重視されるようになっている(澤野 2012)農村女性は、6次産業化の担い手として、また地域活性化に重要な役割を果たす人材として、大きく期待されている(関・松永編 2010、2012)。農林水産省による2015年度の事業としては、「輝く女性農業経営者育成事業」(予算額120百万)として、次世代リーダー支援、地域女性発展支援、女性農業者の取組の発信強化と地域ネットワーク強化、女性の活躍推進に取り組む農業法人等への支援が実施されているところである。

農村女性の起業活動や経営への関与の広がりに比べ、漁村女性の状況はあまり進んでいない。従来、女性は売る場にはかかわってきたものの意思決定過程には参画しておらず、また海上作業労働に従事するも多くは男性であるため、見えない存在とされてきた経緯がある。その要因としては、漁業者の代表的組織である漁業協同組合の正組合員が、漁獲権利と関係しており、一戸に1名の組

合員が通常であり、女性が正組合員や漁協の役員とはなっていないことがある(中道編 2008)。漁村に住む女性は、漁協の正組合員でなくても、昭和20年以降に各地で貯蓄推進運動をもとに活動を開始した漁協女性部に所属し、活動してきた。現在の活動状況は地域によって大きく異なるが、女性の意思決定過程への参画のための活動や、環境保全活動、起業活動等を行う一方、多くの場合において、衰退や高齢化が課題となっている。現在、国の漁村女性への支援としては、漁村の女性の資質向上のための研修・情報交換、漁獲物の加工・販売や漁村コミュニティにおける様々な活動を支援する「沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業」(平成25~29年度・農林水産省)を実施している。

2-4 女性のキャリア形成における起業の位置づけ

先述した「都市型」の女性の起業の現状はどのようだろうか。『2014年版中小企業白書』によると、2012年の起業家数は22.3万人で、10年前の2002年と比べると約7万人減少している⁸。起業希望者数も140.6万人(2002年)から83.9万人(2012年)の減少となっている(中小企業庁 2014)⁹。起業家および起業希望者の性別構成をみると、2012年には起業家の女性割合は30.3%、起業希望者の女性の割合は33.4%であった¹⁰。また、2013年に日本政策金融公庫が実施した日本政策金融公庫国民生活事業および中小起業事業が融資した企業のうち、開業後5年以内の企業を対象とした調査では、女性回答者の割合が13.3%となっており、女性は自己資金だけで起業する割合が高いことがうかがえる(日本政策金融公庫総合研究所 2013)。起業分野を性別にみると、女性は男性に比べて、子育てや介護支援を含む「生活関連サービス業、娯楽業」や「教育、学習支援業」「卸売業、小売業」等の分野の割合が高くなっている¹¹。

日本政策金融公庫総合研究所による前出の調査によると、女性起業家が開業後に苦労したことのうち、男性起業家の割合を上回ったのは、「家事や育児、介護等との両立」「経営の相談ができる相手がいないこと」「業界に関する知識の不足」等であった。また、従業員の働きやすさを高める取組として、女性起業家が回答する割合が男性起業家より高いものは、「「柔軟な労働時間の設定」「休暇を取得しやすい雰囲気づくり」「社内での意見交換の場の設定」等であった。

近年、女性の起業は、女性のキャリア形成における1つの生き方、働き方の選択肢として捉えられるようになっている。ここでいう「キャリア」とは、「個人としてまた社会的存在としの男女が、その生活・仕事・人生において積み重ねていく経験・経歴」(矢澤 2009:i)のことを指す。職業上の経験を意味する狭義のキャリアから、生涯にわたる生活上の様々な経験を含む広義のキャリアへと概念を広げることで、女性のキャリア形成をより実際に即して捉えることを可能にしている(大槻2016)。

女性は就労において、出産・育児等のライフイベントの影響を受けやすく、第1子出産後に依然として約6割が離職¹²している(内閣府男女共同参画局 2015)。女性の年齢階級別労働力率は、多くの女性が出産・育児期に仕事を中断する「M字カーブ」を示しており¹³、その後の再就職は非正規雇用が多い。家庭責任を担わない男性を基準とした長時間労働等の労働慣行や、保育所の待機児童問題、家庭や地域での固定的な性別役割分担意識等、女性の就労継続を阻害する多様な要因に対し、

施策の取組は追いついていない。たとえ就労を継続したとしても、管理職等の意思決定過程に参画する女性の割合は極めて低い。

就労継続にかかわるこれら多くの課題に対して、起業は、雇用されるのとは異なる働き方を提示する。男性中心の雇用慣行にとらわれることなく、家庭生活との両立のしかたを自ら考え、仕事の内容においても自己決定しつつ進める働き方は、女性にとっては魅力的である。男女共同参画センターでは、多くの女性が、起業に対してこのような利点を感じてセンターの起業講座を受け、またセンターのスタッフもこのような利点を認識して支援している。

起業にかかわるこれらの状況は、2000年代に多く見られた NPO 活動と男女共同参画センターとのかかわりにも似ている。1998年に特定非営利活動法人 (NPO 法人) 制度が施行されて以降、NPO 活動は、地域で活動する女性たちにとって、新しい形態の活動の場となり、男女共同参画センターでは、女性の新たな地域活動あるいは働き方の選択肢として、講座でのロールモデルの提示や法人設立のノウハウの提供を行ってきた。男女共同参画センターを拠点として学んだ女性たちが NPO 法人を設立したり、拠点の指定管理者となる例も多く見られた。

山澤は、戦後から2000年頃までの女性教育政策と意識変容の学習講座の流れを第1~4期に分け、それぞれの期の特徴を、「学級タイプ」「学習テーマ・内容・方法」「学習施設」「自主的な活動」「その他」に分けて示している。そのなかの「自主的な活動」についての整理で、NPO活動についてふれている。これによると、第1期(1945~1960年頃)は、「学級から自主学習グループへ発展しない」期である一方、第2期(1960~1975年頃)は「学級から自主学習グループへ発展する」期であり、第3期(1975~1990年頃)では、「学習とつながった市民活動・ボランティア活動が実践される」期へ移行し、第4期(1990~2000年頃)では、「学習とつながった NPO活動が実践される」と区分している(山澤2015:119)。また、大槻奈巳は、2004~2007年に行ったインタビュー調査とアンケート調査にもとづいて、NPO法人で活動する女性たちの多くは生涯学習を学んだ経験があり、それらの経験を NPO活動に活かしながら、活動自体をキャリア形成の場としており、NPO活動が女性が力をつけることに寄与していると結論づけている(大槻 2015)。現在は、2000年代のNPO活動が、起業活動に移行したフェイズにあると言えるだろう。より経済的エンパワーメントを志向しつつ同様の地域課題に取り組み、新たな生き方、働き方を求めている時期にあたる。

3. 男女共同参画センターにおける女性の起業支援の現状

3-1 男女共同参画センターにおける女性の起業支援の概要

国立女性教育会館の「女性関連施設データベース」¹⁴を用いて、2014年度の全国の男女共同参画センターにおける実施事業を「起業」で検索すると、132件(事業数)がヒットする(同年度の登録事業数は2,601)(2016年3月14日確認)。本データベース掲載開始年の1998年度には、2つのセンターにて実施されており(福岡市男女共同参画推進センター:「起業支援セミナー(実践編)」全6回、熊本市男女共同参画センター:「女性の起業セミナー」)(ヒット数3)、3年後の2001年度には12のセンター(ヒット数16)が実施している。

起業支援の内容は、支援を受ける側の起業に対する意識や経験によって異なり多様であるため、中小企業庁による「起業までの4つのステージ」を参考にして考察することとする(中小企業庁2014:191)。

起業までの4つのステージ(中小企業庁分類による)

①潜在的起業希望者

起業を将来の選択肢のひとつとして認識しているが、現時点では何ら準備をしていない者

②初期起業準備者

起業したいとは考えており、他者への相談や情報収集を行ってはいるものの、事業計画 の策定等、具体的な準備を行っていない者

③起業準備者

起業に向けて具体的な準備をしている者

④起業家

起業を実現した者

[②および③は「起業希望者]]

現在, 男女共同参画センターにて実施されている起業支援に関連する取組を, この「起業までの4つのステージ」に合わせて概観してみると, すべてのステージを体系的に実施しているセンターもあるが, 多くのセンターでは, ①潜在的起業希望者や②初期起業準備者といった, どちらかというとまだ考えが漠然としている女性に向けた事業を実施していると言えるだろう。まず, 第1ステージにある幅広い層の女性を対象に, 自身のライフキャリアを考える上で, 働き方の1つの選択肢として, 起業について知る機会を提供している。自身の現在の働き方, 暮らし方に疑問を感じている女性を含め, 実際にはすぐに起業しない女性も対象としながら, 起業につながる人材の発掘を試みるものである。事業の形態としては, ロールモデルの提示を盛り込んだ単発の講座であることが多いが, 連続講座の初回として企画されることもある。起業した講座修了生等をホームページで紹介し, IT を通した情報発信を行うことも, ひとつにはこのステージの女性に向けた取組であろう。

第2ステージの初期起業準備期間にある女性に向けては、起業した女性による体験談(ロールモデルの提示)やグループディスカッション等から構成される連続講座等を提供している。自分のこれまでのライフキャリアの棚卸しや事業計画づくりのグループディスカッションの際、あるいは交流の機会には、女性が多く抱える課題(仕事と家庭との両立、家族との関係等)を共有し、解決の糸口を見つけることを支援する。起業を切り口に、広い層の女性に対してキャリア形成や働くこと等について、男女共同参画の視点から考え、意識醸成の機会を提供することは、男女共同参画センターの行う支援の特色の1つであると言えるだろう。

第2ステージ以降の対象への支援の際には、外部の専門家に講師や助言を依頼し、事業計画や資金繰り、ネットの活用方法等のノウハウの提供、グループディスカッション、参加者同士の交流等からなる講座を実施している。講座以外に、起業の専門家から1対1の相談や指導を受けられるしくみのある場合も多い。支援を通して実際に起業に至った第4ステージにある女性には、事業を軌

道に乗せ継続できるようにフォローアップしている。形式は多様で、センターのイベントでの商品 展示、講座修了生のネットワーク形成・交流の支援、個別相談、事務や交流のためのスペースの提供 等がある。

男女共同参画センターで行う起業支援は、起業に関するノウハウの部分は地域の資源を活かしつつ、女性のキャリア形成や、起業を通した男女共同参画の視点に立った地域づくりを支援し、そのために人や情報をつなげるといった役割を果たしていると言える。これに対して、男女共同参画センター以外が実施する女性を対象とした起業支援は、ノウハウの提供や実践的な助言が強みであり、地域経済の活性化を事業実施の基本的な目的としている場合が多い。起業ステージでいう③起業準備者、あるいは②初期起業準備者にあたる起業に対してより具体的な意志やアイデアがある女性をターゲットとし、より短期的に収益が見込める起業ができるよう支援する傾向がある。④の起業を実現した人に対しても、男女共同参画センターはつながりづくりを重視するのに対して、事業の維持や成長に力が注がれる。

女性に特化した起業支援は、現在では、地方公共団体や、地域において起業・創業を支援する公益財団法人等の関連機関、金融機関等で行われている。例えば、山口県では、公益財団法人やまぐち産業振興財団に県が委託して実施する「女性創業セミナー」と、県が共同出資して2015年に設立した「女性創業応援やまぐち株式会社」での取組を合わせて、営業利益がプラスとなる起業を実現できるよう支援を受けられるしくみになっている。また、広島県では、公益財団法人ひろしま産業振興機構および日本政策金融公庫が共催し、2015年度に「創業女子いろは塾」を開催した。中小企業診断士、店舗活性化コンサルタント、税理士、キャリアコンサルタント等、13名の女性の専門家のサポートを「チーム型支援」で受けることができるのが特徴的である。

3-2 男女共同参画センターにおける女性の起業支援の事例

以下に、もりおか女性センターと練馬区立男女共同参画センターの2つの起業支援の事例を簡単 に示す。

(1)もりおか女性センター

もりおか女性センターは、女性たちの設置要望の活動を経て2000年に盛岡市内に開館されている。 2006年からは、設置要望の活動を行っていた女性たちによって結成された。「特定非営利活動法人 参画プランニング・いわて」が指定管理者となり、以後、デート DV 出前講座 (中高生への予防講座 を実施する大学生リーダーの育成)、東日本大震災以降の女性支援 (買い物代行芽でるカー事業)等、 先進的な事業を実施しており、全国的に注目されている。

当センターでは、2007年度に第1回起業支援講座を実施して以来、毎年継続している。平成22年に、起業支援の拠点として相談や情報提供等を行う「起業応援ルーム 芽でるネット」を開設した。平成27年度に開催した起業支援の講座は以下のとおりである。なお、2014年度には国際協力NGOオックスファム・ジャパンの助成を受けており、復興支援の一環として宮古市でも入門講座を実施した。この他、少人数(定員4名)でのワードやエクセルの入門講座は、複数回実施している。

「女性起業芽でる塾 入門編」(7/5)

「女性起業芽でる塾 実践編」(7/18, 19)

「女性起業芽でる塾 ネットショップ開店準備講座 (10/31, 11/1) (全2日1日4時間)

「女性起業芽でる塾 IT 活用講座」(1/15, 20, 22, 27, 29)(全5回1日3時間)

「女性起業芽でる塾フォローアップ講座」(11/21, 22)(全2日1日4時間)

入門編・実践編の講座は、ロールモデルによる事例の提供、職員をファシリテーターとするグループワーク(気持ちの整理、経験の棚卸し等)、ノウハウの提供等から構成される。起業をめざす人に対しては、講座修了後も、講座を担当した起業の専門家が継続的に相談にのっているため、講座自体は、具体的な起業のノウハウよりも、計画づくりを通した話し合い等に力点がおかれている。起業した元受講生は、講座で事例報告をしたり、当センターのイベントに出店する等の好循環も生まれている。事業開始以来、40名(2016年2月現在)が起業している。

「女性起業芽でる塾 in 盛岡 入門編」および「女性起業芽でる塾 in 盛岡 実践編」は以下のようなプログラムが行われている。

事業名	女性起業芽でる塾 in 盛岡 入門編	
日 時	2015年7月5日(日) 13:00 - 16:00	
内 容	内 容 起業に興味がある女性、いつか起業してみたいと思っている女性のための起業講座です。 - 歩踏み出したいあなたを応援します! (講演)「お客様の思いをカタチに」 講師:オリジナルバッグ Charbouz 大村智春さん [グループワーク]「それぞれのはじめの一歩を踏み出そう!」 何をやりたい?どんなことに興味がある?まずは声に出してみましょう! 講師:NPO 法人参画プランニング・いわて 理事長 平賀 圭子 氏	
対 象	起業に関心のある女性 定員20名	
託 児	定員5名。子ども1人につき800円	

事業名 女性起業芽でる塾 in 盛岡 実践編		女性起業芽でる塾 in 盛岡 実践編
日月	诗	2014年18日(土), 19日(日) 13:00 — 16:00
内名	容	起業の基礎知識を知り、具体的な一歩を踏み出す事業計画を作成する講座です。一歩踏み出したいあなたを応援します! [1日目] 起業に関する基礎知識と心構え 先輩トーク: 手作り工房きくぱん店主 横沢 きく 氏 [2日目] 私の仕事を考えましょう/ お客様はだれ?売り物はなに?/明日からの行動計画 講師: ザ・オフィスせき代表、盛岡市企業支援マネージャー、 産学官連携研究センターインキュベーションマネージャー 関 洋一 氏
定員	Ę	15名
託り	尼	定員5名。子ども1人につき1回800円

(2)練馬区立男女共同参画センター

練馬区立男女共同参画センターは、1987 (昭和62) 年に、練馬区立婦人会館として開館。1991年に練馬区立練馬女性センターに、2010年に練馬区立男女共同参画センターに改称した。2006年には、NPO 法人練馬区障害者福祉推進機構が、窓口業務と施設の管理業務のみ指定管理者となった。2012年に、講座等事業の業務を新たに指定管理者に移行して現在に至る。2014年には相談室に相談

支援担当係を置き、練馬区配偶者暴力支援センターの機能を整備している。建設時には、設計に女性団体の意見も活かされており、施設には保育園、児童クラブ、都営住宅を併設している。

2013年度に、初めての起業講座として「女性のためのプチ起業講座『得意なこと、好きなことを仕事に!』(全1日、3時間)を実施した。講座修了後、希望者に情報交換の場を2回提供したところ、自主グループ「女性のライフスタイル研究会」が立ち上がり、区民企画講座に応募して講座を実施する等、活動を続けている。メンバーの中から、アロマテラピーサロンを開業したり、小さい子どもをもつ女性のためのスペースを開業したりする女性がでてきている。2015年度には、3回の連続講座を実施した。この修了生の有志も、「わたしらしく輝くプチブーケ」という団体を立ち上げて活動を開始している。

4. 男女共同参画センターにおける女性の起業支援の今日的意義

4-1 経済的エンパワーメントに向けた女性の学習

女性を対象とした起業支援が様々な機関において実施されるなか、男女共同参画センターにおいて先に見たような起業支援を行う意義は何であろうか。また、センターで実施されている起業支援は、女性の支援、あるいは女性の学習としてどのように評価できるのであろうか。

これらを検討するにあたって有効であると考えられるのが、「経済的エンパワーメント」の概念と、Diana Wu (2013)らが試みている女性の経済的エンパワーメントの要素を検討するための「フレームワーク」である。

Wu (2013) は、女性の経済的 DCED¹⁵の内部組織である女性起業家開発ワーキンググループ (WEDWG: the Women's Entrepreneurship Development Working Group) において、先行する研究 や実践のプロジェクトを踏まえた上で、女性の経済的エンパワーメントを評価する際の要素を検討し、図1のような4つの領域に分けた枠組を提示している。これら4つの領域の内容を簡単に示すと表1のようになる。Wu は、女性起業家の経済的エンパワーメントを分析する際には、単にビジネスにおける成長やスキルの向上等だけでなく、個人的あるいは私的な側面も含めた女性の多様な役

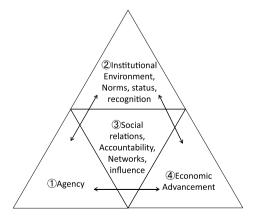


図1 女性の経済的エンパワーメントフレームワーク 出所: Wu (2013)より作成

XI XEORIAN - VIVIO I O I O I O I							
①行為主体性 (Agency)	関心のあることを実行し、そのための資本やサービス、支援にアクセスする能力、知識、意志、スキル、自信						
②制度, 環境, 規範, 意識, 立場 (Institutional, environment, norms, recognition and status)	経済的・社会的環境や個人の選択を形づくる意識、規範、慣習、政策						
③社会関係, アカウンタビリティ, ネットワーク, 影響 (Social relations, accountability, networks, influence)	交渉や意思決定,協働等を通して,能力を発揮し,やりたいことを実 現するための人間関係,ネットワーク						
④経済的状況 (Economic Advancement)	収入, 資産, 労働の対価						

表1 女性の経済的エンパワーメントの4つの領域

出所: Wu (2013)より作成(筆者訳)

割や人間関係等,生活全体を多面的に捉えることが重要であるとしている。また先行研究では,女性の起業を多面的に捉えない支援プロジェクトは,脆弱であり成功していると言い難いことを示していると述べている。「フレームワーク」に示された領域は,この多面的な要素を考慮したものといえる。図の形と矢印が示すように,各領域は相互にかかわっており,女性が起業する過程において複合的に影響し合っていると考えられる。

この「フレームワーク」の妥当性に関して、例えば、これら4つの領域の相互関係、つまり図1の三角形の各位置づけ等については、検討の余地があるだろう。Anne Marie Golla らの先行する研究では、「Power と Agency」および「Economic Advancement」の2つが、女性の経済的エンパワーメントの基礎にある相関する要素であり、「Resources」(Human capital、Financial capital、Social capital、Physical capital から成る)および「Norms と Institutions」をその周辺的要素として位置づけている(Golla et. al 2011)。これらの議論は、ここでの主題でないため避けるが、重要なのは、女性の経済的エンパワーメントを支援する際には、エージェンシーやパワー、規範、人間関係といった、ジェンダーにかかわる様々な課題を多面的に捉えることが不可欠であるという共通した指摘である。

女性のエンパワーメントにとって、経済的自立は重要な課題であるにもかかわらず、先述の2つの事例の男女共同参画センターで行っている起業支援は、収益を多く得るための支援を優先していない。むしろ、センター以外で行っている起業支援は、利益が確保できる起業のあり方を優先している。Wuらの「フレームワーク」は、この矛盾について明確に説明するものと言えよう。事例で挙げた2つのセンターで行っている講座でのグループワークや、交流によるネットワーク形成は、①~③の領域に対応するものであり、起業というテーマを通してジェンダーの課題に気づき、エージェンシーとしての女性を獲得していくための準備と言えるのではないだろうか。「フレームワーク」は主に途上国の女性の起業支援を想定したものであるが、性別役割分担意識が根強く、また意思決定過程への女性の参画が進んでいない日本社会でも、十分に応用可能なものだと考えられる。地域経済の活性化のための利潤追求を最優先せず、女性のエンパワーメントに重きを置いている点に、男女共同参画センターにおいて起業支援を行う大きな意義がある。

4-2 男女共同参画社会づくりをめざす地域の担い手育成としての「女性の学習」

先に見てきたように、男女共同参画センターで行う起業支援は、起業のためのノウハウよりも、起業をするにあたっての自分のキャリア形成や家族とのかかわり等、一人ひとりの女性の気づきや主体形成を重視しており、この点で、従来の女性の学習を受け継いだものと言える。さらに、教室の中の学習に留まることなく、経済的自立を含めたエンパワーメントや、学習を活動や社会参画の実践につなげる支援をし、起業を通して男女共同参画の視点から地域づくりを担う人材の発掘・養成と、養成した人材の活動を継続して支援するところに今日的な意義があろう。

男女共同参画センターは、女性の学習の拠点というだけでなく、男女共同参画の地域づくり、社会づくりの拠点という大きな役割をもつことになった。この点は、女性の学習拠点の大きく重要な機能の変更といえよう。また、学習の対象を女性だけでなく男性も含むことは、実際には女性だけの学習を不要とするものではない。女性だけが学習するだけでは男女格差は是正されないという考えのもと、性別役割分担意識の解消や社会のしくみの変革をめざした学習の機会を男性にも拡げるものであり、学習のテーマや内容によって、女性だけの学習の場、男性だけの学習の場、男女共通の学習それぞれの機会をもつものである。

1999年の男女共同参画社会基本法の施行と、それに伴う女性の学習にかかわる事業の教育委員会(社会教育行政)から女性問題政策(女性行政)への移管は、女性の学習にも変化をもたらした。これらの大きな政策上の変化を伴う動きは、学習・活動や研究を行う女性たちに少なからず不安や混乱を与えていると考えられるが、神田道子(2011)が適切に状況を説明している。神田は、基本法という法的根拠を持つことは、女性に限定された「女性の社会参加」のための政策課題から男性の役割変更を含めた「男女共同参画」への移行という画期をもたらしたとし、1960年前後に始まった「女性の社会参加」と男女平等の動きは、限界と矛盾にぶつかり、「社会的基盤の変更」が必要とされていたことを指摘している。そしてこの「男女共同参画社会」を築いていくためには、特に女性の人材育成と力量形成に関する学習が必要であり、社会教育が担う役割は重要かつ大きいとしている。つまり、女性の学習の必要性は、むしろ高まっていると言える。

また、内藤和美は「男女共同参画学習」を以下のように定義する。「男女共同参画拠点施設で提供される学習は、女性のエンパワメントと男女共同参画社会形成のための学習 – 社会や身近な生活の中にある性別による分け隔でや不利益の実態、それらを発生させる大もとにある社会構造、そうした社会と個人の主体形成の関係、それらを乗り越えた社会と個人の在り方等を認識し、歴史的構造的に奪われてきた女性の主体性を力の回復をはじめとする学習者の個人として・市民としての力を培っていく学習 – である。」(内藤 2005:117)。これにつけ足すならば、その培った力をもって自らが社会づくりを担っていく学習であろう。女性の学習が首長部局に移管され、神田のいう「社会的基盤の変更」が必要とされていることからも、この学習は社会づくりまで視野に入れていくものである。

第3次男女共同参画基本計画(2010年閣議決定)では、「持続可能な社会を築くには、地域における男女共同参画が不可欠」とされ、固定的性別役割分担意識の解消から「課題解決型実践活動」への

移行の必要性が示されている(第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進)。第3次男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会基本法の制定(1999年)から10年経っても男女共同参画が十分に進んでいない反省を踏まえて策定されたものであり、意識啓発や気づき等、個人の心理的な変容を促す教室の中での学習が多数を占める現状から、教室の中と外をつなげ、地域づくりの担い手となることを促すものといえる。様々な分野における地域活動のそれぞれをジェンダーの視点で捉え直しつつ、地域課題の解決をめざすものである16。

2015年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」では、「男性中心型労働慣行」の変革と女性の活躍推進が、改めて強調されている。また、2015年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が成立した。現在は再び「社会的基盤の変更」の大きな転換期にあるといえ、「女性の学習」は、時代に即して形を変えつつ、ますます女性のエンパワーメントを目指していかなくてはならない。

5. おわりに まとめと今後の課題

本稿では、男女共同参画社会の実現およびジェンダー平等をめざす学習と活動の拠点である男女 共同参画センターにおいて行われている起業支援に焦点をあて、これらの取組を女性の学習の支援 としてどのように位置づけることができるのか、またその今日的な意義について明らかした。

男女共同参画センターで実施される起業支援は、女性たちに、雇われるのとは異なる働き方や、新たな地域活動の選択肢を提示している。この点で、起業支援は女性のキャリア形成支援の一環として捉えることができよう。

男女共同参画センターで行われている起業支援は、他の機関で行われている女性に特化した支援と比べ、女性が多く抱える家族との関係等、ジェンダーの課題についてのディスカッションや、ネットワークづくりを重視し、利益を多く得ることについてはあまり重点を置いていない。このことから、起業支援が、女性の学習の変遷の延長線上にあることがわかった。また、国際機関による先行研究の経済的エンパワーメントの枠組からは、起業支援で重視しているこれらの視点が、女性の経済的エンパワーメントにとって重要な要素であることも確認された。

研究上の今後の課題として、起業をした女性個人に焦点をあて、ジェンダーの視点をもって学習した女性が、地域での起業を通して豊かな地域づくりの担い手となるプロセスを検討することを挙げておきたい。また、これらのプロセスを検討することによって、女性の起業と経済的エンパワーメントの関連について、「フレームワーク」に見た要素やその相互関係について、再検討を行っていく必要があるだろう。その際には、地域づくりの担い手としての役割を、これらの要素と合わせて考察していくことを試みたい。

【参考文献】

馬場遼太・元橋一之 2013「起業活動と人的資本: REITI 起業家アンケート調査を用いた実証研究」経済産業研究所編『RIETI Discussion Paper Series』13-J-016

中小企業庁 2014 [2014年版中小企業白書]

Golla, Marie Anne, Anju Malhotra, Priya Nanda, and Rekha Mehra 2011, "Understanding and Measuring Women's Economic Empowerment: Definition, Framework and Indicators", International Center for Resarch on Women (ICRW).

亀田温子 1990「女性学と教育・学習」志熊敦子編著『実践社会教育シリーズ 女性の生涯学習』全日本社会教育連合会 神田道子 2011「男女共同参画時代の女性人材育成 – 社会的背景と学習課題」国立女性教育会館編『NWEC 実践研究』 第1号

木村涼子 2000 「女性の人権と教育―女性問題学習における主体形成と自己表現」国立婦人教育会館編 『国立女性教育会館研究紀要』 第4号

国立女性教育会館編 2016 『地域における女性の活躍推進実践ガイドブック』

内閣府男女共同参画局編 2015 『男女共同参画白書 平成27年版』

内藤和美 2005 「学習事業の企画・運営・実施を問う」下村他『女性センターを問う―「協働」と学習」の検証』新水社

中道仁美編 2008 『女性からみる日本の漁業と漁村』 農林統計出版

中藤洋子 2005『女性問題と社会教育―ジェンダー視点に立つ成人の教育・学習論への試み』ドメス出版

日本政策金融公庫総合研究所 2013『女性起業家の開業~「2013年度新規開業実態調査 (特別調査)」の結果から~』 https://www.jfc.go.jp/n/findings/eb_findings.html

農林水産省 2015 「農林水産業における女性の活躍推進について」平成27年11月

大槻奈巳 2016 「キャリア形成と女性のエンパワーメント」国立女性教育会館編『NWEC 実践研究』第6号

------- 2015 『職務格差----女性の活躍推進を阻む要因はなにか』 勁草書房

OECD/European Union, 2015, "Self-employment and entrepreneurship by women", *The Missing Entrepreneurs* 2015: Policies for Self-employment and Entrepreneurship, OECD Publishing, Paris.

Piacentini, M., 2013, "Women Entrepreneurs in the OECD: Key Evidence and Policy Challenges", OECD Social, Employment and Migration Working Papers, No.147, OECD Publishing.

齋藤京子 2010 「農村女性起業の可能性と不確実性」『JA 総研レポート』2010春第13号

澤野久美 2012 『社会的企業をめざす農村女性たち――地域の担い手としての農村女性起業』 筑波書房

関満博. 松永桂子編 2012 『集落営農/農山村の未来を拓く』 新評論

関満博, 松永桂子編 2010『「農」と「食」の女性起業――農山村の「小さな加工」』新評論

高橋満 2005 「ジェンダー・労働・成人教育」高橋満・槇石多希子編 『ジェンダーと社会教育』 創風社

高橋徳行・磯部剛彦・本庄裕司・安田武彦・鈴木正明 2013 「起業活動に影響を与える要因の国際比較分析」経済産業研究所編『RIETI Discussion Paper Series』13-J-015

Tornqvist, Annika and Catharina Schmitz, 2009 "Women's Economic Empowerment: Scope for Sida's Engagement", Sida Working Paper, December 30, Edita

村田晶子 2006『女性問題学習の研究』未来社

矢口悦子 2005 「女性センターを問う」下村他『女性センターを問う―「協働」と学習」の検証』新水社

矢澤澄子 2016「女性のエンパワーメントとジェンダー平等――国連「北京 + 20」の節目に」国立女性教育会館編『NWEC 実践研究』第6号

Wu, Diana, 2013, "Measuring Change in Women Entrepreneur's Economic Empowerment: A Literature Review", Working Paper, September 2013, The Donor Committee for Enterprise Development.

【注】

- 1 本稿では、男女共同参画・女性のための総合的な施設を「男女共同参画センター」という。文部科学省が実施する 社会教育調査では、「女性教育施設」として分類される施設を含め、その政策的な経緯等を背景として、内閣府男女 共同参画局の呼び名に倣うこととする。
- 2 本稿は、国立女性教育会館が実施した平成27年度「女性関連施設に関する調査研究」の一環として行った調査研 究の成果を一部活用し、執筆した(国立女性教育会館 2016)。
- 3 DCED (The Donor Committee for Enterprise Development) は、開発途上国等のプライベートセクター開発のために ILO などの国連関連機関等がかかわって組織された機関である。
- 4 UN Women (United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women: ジェンダー平等と 女性のエンパワーメントのための国連機関)は、2010年7月の国連総会決議により、4つの機関を統合して設立された。
- 5 例えば、http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/social_development/gender_empowerment/ 国際連合広報センター「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/ mdgs.html 外務省「ODA(政府開発援助): ミレニアム開発目標 (MDGs)」参照
- 6 山澤は、著書の中でのエンパワーメントの定義を「自己決定学習や意識変容の学習に視点を置き『男女共同参画社会の形成のために、政治・経済・地域・家庭など様々な領域でよりよい社会を築くために、人々と互いに力を合わせ、自分で意思決定し、行動する力をつけること』」としている(山澤 2015:125)。
- 7 例えば、平成24年の日本の開業率4.6%に対して、フランスは15.3%、イギリス11.4%である(3-2-7図参照)。
- 8 ここでは「起業家」とは、過去1年間に職を変えたまたは新たに職についた者のうち、現在は自営業主(内職者を 除く)となっている者をさしている。
- 9 第3-2-1図参照
- 10 前掲書, 第3-2-3図参照
- 11 前掲書, 第3-2-5図参照
- 12 I-3-4図参照
- 13 前掲書, I-2-1図
- 14 「女性関連施設データベース」は、国立女性教育会館が、全国の男女共同参画センターや、働く婦人の家、農村婦人の家等の概要や事業を調査し、データベース化したもの。http://winet.nwec.jp/sisetu/
- 15 DCED (The Donor Committee for Enterprise Development) は、開発途上国等のプライベートセクター開発のために ILO などの国連関連機関等がかかわって組織された機関である。
- 16 2008年2月の中央教育審議会答申では、持続可能な社会の構築のためには「知の循環型社会」への転換が求められているとし、「各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体持続的な教育力の向上に貢献する」必要性を提示している(中央教委審議会『新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について〜知の循環型社会の構築を目指して〜(答申)』平成20年2月19日)。学習を個人の学び・気づきだけでなく、活動によって社会に還元するという位置づけは、第3次男女共同参画基本計画における「課題解決型実践活動」への移行と同じ方向性だといえる。

Adult Education and Women's Entrepreneurship:

The Significance of Start-up Support for Women in the Gender Equality Center

Eri IIIIMA

(Graduate Student, Graduate School of Education, Tohoku University)

As important means of activating the social economy, also with the rise of women's needs, women's entrepreneurship and its support are becoming crucial. This paper discusses the relationship between the start-up support and women's adult education, and also the significance of the support carried out in the Gender Equality Center.

The start-up support which has been held in the Gender Equality Center is more focused on the discussion of gender issues and family relationships, in comparison with the women's start-up support which are held in other institutions. It is also more focused on women's networking.

In conclusion, this paper reveals that women's entrepreneurship and its support have a strong relationship with women's adult education. In addition, it is confirmed that the issues learned concerning entrepreneurship in the Gender Equality Center are the important factors for women's economic empowerment.

Keywords: Women entrepreneurs, start-up support, women's adult education, Gender Equality Center, women's economic empowerment